

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和60年4月21日）及び資格取得日（昭和60年6月5日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年6月5日まで

私は、昭和59年3月から平成2年4月までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間を含むその前後の期間において、担当業務及び勤務形態が変わることなくA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年4月及び同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月31日から34年1月1日まで
私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和33年12月31日となっているが、私は、32年8月ごろから33年12月31日まで住み込みで同社に勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における勤務状況及び退職時の様子について、「私は、昭和33年12月31日の夜10時ごろに仕事を終えて、同年12月の給与を受け取った際に、同日限りで退職することを社長に伝え、その夜のうちに実家に戻った。例年12月は大晦日まで配達等も行うため非常に忙しく、大晦日の前日に辞めることはできなかった。」旨を具体的に述べている上、12月は非常に忙しく、大晦日まで仕事を行っていたとする複数の同僚の記憶とも符合することから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和33年12月の給与を受け取った後に退職を申し出たと述べているところ、A社において給与及び社会保険関係を担当していたとする同社の元事業主の妻は、同社の給与の支給日は月末であり、厚生年金保険料については当月控除であったと記憶している上、月末に同社を退職し、翌月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚も、「厚生年金保

険料の控除は当月控除で、退職した月の月末に受け取った給与額は前月とほぼ同額だったと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和34年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを33年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

申立期間の標準報酬月額が 15 万円になっているが、当時受け取っていた給与支給額（26 万円）と相違しており、納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、26 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 8 年 10 月 31 日）の後の平成 8 年 11 月 7 日付けで、同年 5 月 1 日に遡^{そきゅう}及して 15 万円に引き下げられている上、申立人のほかに、同社において申立期間に被保険者であったことが確認できた 4 人の標準報酬月額^{そきゅう}についても、申立人と同様、同年 11 月 7 日付けで、同年 5 月 1 日に遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「私は作業員であり、標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正について、事業主から説明を受けていない。」と述べており、元事業主の妻も、「社会保険事務は、事業主が担当していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、26 万円に訂正することが必要と認められる。

福島国民年金 事案 605 (事案 511 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 47 年 5 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 47 年 5 月まで
申立期間には生活保護を受給していた記憶があり、国民年金保険料が免除されていたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が婚姻後に住所変更を行った昭和 49 年 5 月に払い出されており、その時点で申立期間のほとんどの国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) オンライン記録において、申立人の婚姻前の氏名を複数の読み方で検索しても、申立人と思われる国民年金の加入記録は無かったことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間中に両親が生活保護を受給していたため、申立期間の国民年金保険料は法定免除となっていたと述べているところ、A 市の生活保護受給者に係る索引簿において、申立人及びその家族が生活保護を受給していたことは確認できない上、生活保護についての申立人の記憶は定かでない。また、オンライン記録においても、申立人の両親及び申立人の申立期間に係る国民年金保険料が法定免除となっていた記録は確認できず、これらは、委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、毎月自分で納付した記憶があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間当時、A市に居住していたことが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して払い出されている者の国民年金保険料（現年度分）の最初の納付日から、平成6年4月ごろにB社会保険事務所（当時）において払い出されたものと推認でき、この時点で申立期間のほとんどの国民年金保険料は時効により納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料は、時効直前の6年5月31日に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、納付金額等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、両親から「20 歳になったら必ず国民年金に加入するように。」と言われていたので、20 歳になった際に、当時居住していた A 県 B 市の市役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。

平成 2 年 4 月に入院した時以外は、毎月、出張所に行って国民年金保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 * 月に 20 歳になった際、当時居住していた A 県 B 市の市役所出張所で国民年金の加入手続きを行ったと述べているところ、申立人に係る戸籍の附票によれば、当該時点では、申立人は、実家のある C 県 D 市の住民であったことが確認できることから、B 市において加入手続きを行うことはできない上、申立人の母は、D 市においても申立人の加入手続きを行った記憶は無いと述べている。

また、オンライン記録によれば、申立期間は未加入期間として処理されていることから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して払い出されている者の資格取得日から、平成 3 年 4 月ごろに B 市で払い出されたものと推認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 608

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月から63年12月まで
申立期間に係る私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて私の母が行っており、私は毎月、国民年金保険料として現金を母に手渡していた記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の状況は不明である。

また、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は、20歳になった昭和48年以降、現在までA県B市から転出していないことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は144か月と長期間である上、申立人には、申立期間以外にも3つの期間で合計97か月の国民年金保険料の未納期間がある。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人の平成17年12月から18年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月から18年2月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていたことが分かったが、私の国民年金保険料については、母が定期的に訪問していたA県B市の嘱託員に納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、納付金額及び納付時期についての記憶が定かでなく、当時の状況は不明である。

また、申立人は、申立人の母が平成18年に自宅を訪問したA県B市の嘱託員に国民年金保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、同年8月18日に社会保険事務所の職員が戸別訪問した際に納付された国民年金保険料は、16年7月から同年9月までの期間に係るものであることが確認できる上、申立期間直後の18年3月の国民年金保険料は、20年4月に納付されたことが確認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも3つの期間で合計123か月の国民年金保険料の未納期間がある。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額は、給与は全く支給されていなかったものの、雇用契約時に同社から提示された基本給額（42 万円）より低い額になっている。同社の元事務員から入手した給与支給額が異なる二つの賃金台帳を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された二つの賃金台帳のうちの一つの賃金台帳には、申立人が主張する基本給額（42 万円）の記載があるものの、もう一つの賃金台帳に記載された、申立期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、在職期間においてA社から給与を全く支給されなかったとしており、申立期間を含む平成 19 年 4 月から同年 11 月までの 8 か月分の未払賃金については、労働基準監督署長の認定を受け、独立行政法人労働者健康福祉機構が作成した「未払賃金立替払決定・支払通知書」によれば、同機構により立て替えられていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 760(事案 59 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 12 月ごろまで
私は、申立期間にはA市にあったB社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市には、申立人が勤務していたと述べている「C社」又は「D社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は無いこと、ii) 申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと記憶している二人の同僚についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、事業所名を「B社」と変更しているところ、同社については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する事業所名及び類似の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、申立人が記憶している同僚の一人は、「申立期間当時、申立人と一緒にB社に勤務していたが、申立期間当時、私の給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と述べている上、当該同僚がB社の事業主として記憶している者についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月ごろから 54 年 4 月ごろまで
② 昭和 58 年 11 月ごろから 59 年 4 月ごろまで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していた。厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の事業主の回答書及び同社から提出された「昭和54年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人が、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社における申立期間①当時の経理事務担当者は、「申立人は冬期の季節労働者であり、季節労働者については、希望者のみを厚生年金保険に加入させていたが、申立人については厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「申立人は臨時雇用社員と思われるが、臨時雇用社員は雇用保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。」としている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

さらに、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人は、申立期間①及び②において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 16 日から 35 年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を見て、A社B工場に勤務していた期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。同社は、私が、初めて就職した事業所であることから、申立期間に係る脱退手当金を受給しているならば、記憶に残っているはずである。

調査の上、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年5月の前後2年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている12人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人に支給記録があり、そのうち9人は資格喪失日から3か月以内に、2人は6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 16 日から 37 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間後に勤務したA社B工場を退職する際に脱退手当金を請求し、1万円ほどを受給したが、申立期間については請求していなかった。

社会保険事務所（当時）の記録では、A社B工場に係る脱退手当金と一緒に、申立期間に係る脱退手当金を受給していることになっているが、会社の名称も業務内容も異なるのに、一緒に支給されていることに納得できないので、調査の上、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金として1万円ほどを受給したと記憶しているところ、申立期間及び申立人が受給を認めているA社B工場における被保険者期間を計算の基礎とした脱退手当金の支給額は1万 1,144 円であり、申立人が受給したと記憶する金額とおおむね合致する。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、受給を認めている前述の被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年11月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間に勤務していたA社及びそれ以前に勤務していたB社C工場に係る厚生年金保険被保険者期間について、まとめて脱退手当金を受給したことになる。
しかし、私は、B社C工場に係る脱退手当金は受給したが、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間前に受給したと述べているところ、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びB社C工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示とともに「43.3」の押印がある上、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とその前の期間を支給期間とした脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和43年4月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。